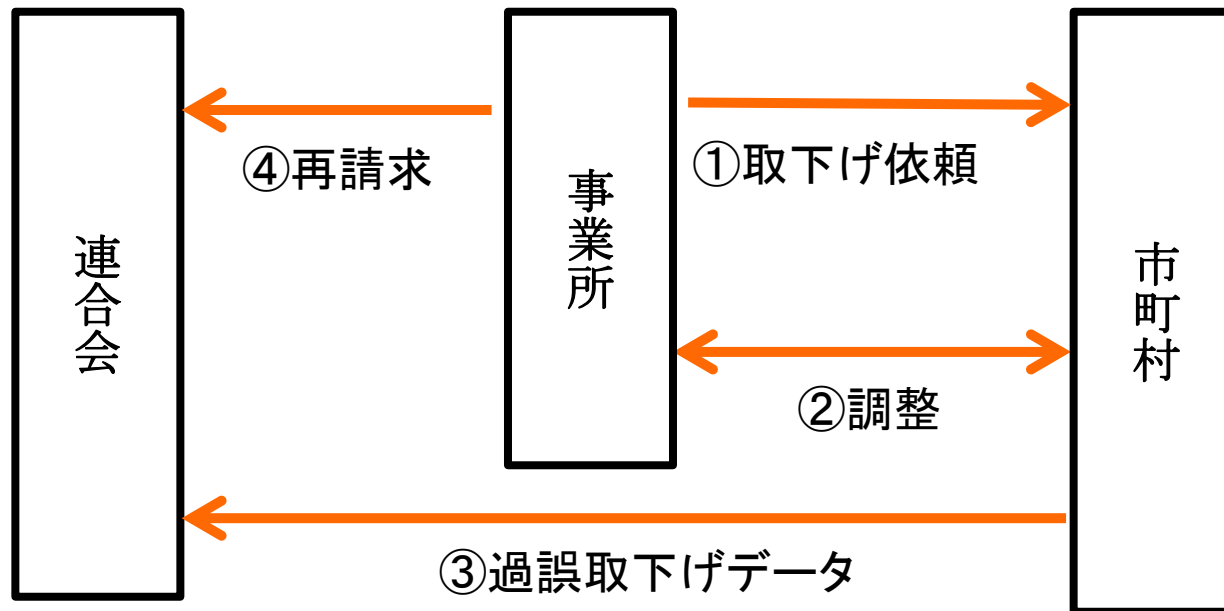


7. 取下げ依頼（過誤申立）について

支払済のデータを修正する場合は、市町村に取下げ依頼(過誤申立)をしてください。
市町村と調整し、指定された月に修正データを再請求してください。
障害は取下げと再請求を同じ月に行います（同月過誤）。



- 取下げ依頼(過誤申立)をせず再請求した場合、または市町村が指定した月よりも前に再請求した場合は重複請求で返戻となります。(エラーコード：EDO1)
- 過誤申立をして再請求しなかった場合または再請求金額が取下げ金額を下回る場合、支払額が少なくなったりマイナス金額（過払金）が発生することもあります。
(P.2「金額調整の考え方」参照)

◆過誤調整の流れ（P.1図参照）

①取下げ依頼

- ・該当受給者の市町村に取下げ依頼（過誤申立）を行ないます。
- ・取下げ依頼に関する手続きは市町村ごとに異なるため、市町村にお尋ねください。

※市町村への取下げ依頼は数か月に分けて行なうことも可能です。

取下げの件数が多く、過払金の発生や支払金額が少なくなることを避けたい場合は、事業所にて取下げ依頼の件数を調整のうえ、市町村に取下げ依頼を行なってください。

②調整

- ・市町村と、過誤申立分を何月に再請求すればよいか調整をとります。

③過誤取下げデータ

- ・市町村から連合会に過誤取下げデータが送信されます。

④再請求

- ・過誤申立をした受給者の修正データを連合会に送信します。
- ※市町村が指定した月の1～10日に請求してください。

支払額がマイナスとなった場合、「過払金」として現金で返還していただくこととなります。

◆金額調整の考え方

$$A \text{（当月分+再請求分）} - B \text{（取下げ依頼分）} = C \text{（支払額）}$$

	当月分	再請求分	取下げ依頼分	支払額
例1) BがAより小さい場合	(2万円 + 1万円)		2万円	= 1万円

例2) BがAより大きい場合	(2万円 + 1万円)		5万円	= -2万円
----------------	-------------	--	-----	---------------